

保安規程変更届出書

原 第 25 号
2021 年 7 月 1 日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 松田 光司
社長執行役員

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第 42 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2021 年 7 月 1 日

以 上

別 紙

変 更 内 容

- (1) 組織改正に伴い、関連する記載を別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。
- (2) 電気事業法の溶接事業者検査、定期事業者検査に関連する記載を削除するため、別添1の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表の改正後欄のとおり変更する。

以 上

別添 1

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕 改正前後表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>平成21年1月1日制定 2020年10月1日改正</p> </div> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">保 安 規 程</p> <p style="text-align: center;">〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>2009年1月1日制定 2021年7月1日改正</p> </div> <p style="text-align: center;">北陸電力株式会社</p>	<p>・改正・施行日の変更。</p>

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(関係法令及び保安規程の遵守体制)</p> <p>第5条 社長は、会社業務執行の最高責任者として法令遵守に係る事項を統括し、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定める。また、電気工作物の工事、維持及び運用の保安確保のため、別表第2に示す体制を構築し、関係法令及び保安規程（以下「関係法令等」という。）の遵守状況について報告を受け、必要な指示を行うことにより、電気工作物の工事、維持及び運用を行う者に関係法令等を遵守させる。</p> <p>2 電気工作物の工事、維持及び運用に係る本店各部及び原子力発電所の長は、保安のための関係法令を明確にするとともに、関係法令等を率先して遵守する。また、各部門・機関の下級職位に対して、関係法令等を遵守するよう指導・監督する。</p> <p>3 電気工作物の工事、維持及び運用に係る管理職位にある者（以下「管理職」という。）は、関係法令等を熟知し、遵守するとともに、所管する一般社員を指導・監督する。</p> <p>4 電気工作物の工事、維持及び運用に係る一般社員（以下「一般社員」という。）は、関係法令等を遵守し、各自の職務を遂行する。また、職務の遂行に際して、関係法令等の適用に疑義等が生じた場合は、管理職に判断を求める。</p> <p>5 関係法令等の遵守状況の評価・改善は、次の各号のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部門・機関は自己評価を行い、遵守されていないことが確認された場合は、それぞれの職位に応じて改善を行う。</p> <p>(2) <u>品質管理部長</u>は内部監査を行い、遵守されていないことが確認された場合は、社長に報告のうえ、関係部門・機関の長に改善を助言・勧告し、その実施状況を確認する。</p>	<p>(中略)</p> <p>(関係法令及び保安規程の遵守体制)</p> <p>第5条 社長は、会社業務執行の最高責任者として法令遵守に係る事項を統括し、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定める。また、電気工作物の工事、維持及び運用の保安確保のため、別表第2に示す体制を構築し、関係法令及び保安規程（以下「関係法令等」という。）の遵守状況について報告を受け、必要な指示を行うことにより、電気工作物の工事、維持及び運用を行う者に関係法令等を遵守させる。</p> <p>2 電気工作物の工事、維持及び運用に係る本店各部及び原子力発電所の長は、保安のための関係法令を明確にするとともに、関係法令等を率先して遵守する。また、各部門・機関の下級職位に対して、関係法令等を遵守するよう指導・監督する。</p> <p>3 電気工作物の工事、維持及び運用に係る管理職位にある者（以下「管理職」という。）は、関係法令等を熟知し、遵守するとともに、所管する一般社員を指導・監督する。</p> <p>4 電気工作物の工事、維持及び運用に係る一般社員（以下「一般社員」という。）は、関係法令等を遵守し、各自の職務を遂行する。また、職務の遂行に際して、関係法令等の適用に疑義等が生じた場合は、管理職に判断を求める。</p> <p>5 関係法令等の遵守状況の評価・改善は、次の各号のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部門・機関は自己評価を行い、遵守されていないことが確認された場合は、それぞれの職位に応じて改善を行う。</p> <p>(2) <u>品質管理・原子力安全推進部長</u>は内部監査を行い、遵守されていないことが確認された場合は、社長に報告のうえ、関係部門・機関の長に改善を助言・勧告し、その実施状況を確認する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

改正前	改正後	備考
<p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者は、それぞれの職位に応じ、電気工作物の保安確保に努める。</p> <p>2 社長は、会社業務執行の最高責任者として、電気工作物の保安に関する業務を統括し、本店各部及び原子力発電所の長に対し、必要に応じて指示を行う。副社長、常務は、社長を補佐し、その担当する部門の電気工作物の保安に関する業務について本店各部及び原子力発電所の長に対し、指導・助言を行うとともに、必要に応じて指示を行う。</p> <p>3 本店各部の長は、電気工作物の保安に関する業務の方針を示し、原子力発電所の長に対し、専門的な立場から支援、調整、指導を行うとともに、全社的観点から改善が必要な場合には指示を行う。また、原子力発電所の長に対し適宜報告を求め、総合的・重点的な指示を中心とした諸指示を行う。</p> <p>4 原子力発電所の長は、電気工作物の保安に関する業務の方針を踏まえ、主任技術者の意見を尊重し、所管する電気工作物の保安に関する業務の具体的計画を策定するとともに、所属下級職位に対し、適宜報告を求め、総合的・重点的な指示を中心とした諸指示を行う。</p> <p>5 管理職は、関係箇所と十分な連絡・調整をはかりながら、次の各号に掲げる職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して指示・管理を行う。なお、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めることとし、受けた指導・助言については、それぞれの職位に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努める。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止をはかること。</p> <p>(3) 主任技術者が行う、保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>6 一般社員は、主任技術者及び管理職の指示に従い、各自の職務を遂行する。また、職務の遂行に際して、保安に関する疑義等が生じた場合は、管理職に判断を求める。</p> <p>7 品質管理部長は監査を行い、電気工作物の保安の実施状況について評価するとともに、改善の必要な事項がある場合は、社長に報告のうえ、関係部門・機関の長に改善を助言・勧告し、その実施状況を確認する。</p>	<p>(基本的職務)</p> <p>第6条 電気工作物の工事、維持及び運用を行う者は、それぞれの職位に応じ、電気工作物の保安確保に努める。</p> <p>2 社長は、会社業務執行の最高責任者として、電気工作物の保安に関する業務を統括し、本店各部及び原子力発電所の長に対し、必要に応じて指示を行う。副社長、常務は、社長を補佐し、その担当する部門の電気工作物の保安に関する業務について本店各部及び原子力発電所の長に対し、指導・助言を行うとともに、必要に応じて指示を行う。</p> <p>3 本店各部の長は、電気工作物の保安に関する業務の方針を示し、原子力発電所の長に対し、専門的な立場から支援、調整、指導を行うとともに、全社的観点から改善が必要な場合には指示を行う。また、原子力発電所の長に対し適宜報告を求め、総合的・重点的な指示を中心とした諸指示を行う。</p> <p>4 原子力発電所の長は、電気工作物の保安に関する業務の方針を踏まえ、主任技術者の意見を尊重し、所管する電気工作物の保安に関する業務の具体的計画を策定するとともに、所属下級職位に対し、適宜報告を求め、総合的・重点的な指示を中心とした諸指示を行う。</p> <p>5 管理職は、関係箇所と十分な連絡・調整をはかりながら、次の各号に掲げる職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して指示・管理を行う。なお、職務の遂行に際して、保安上必要な場合には、主任技術者に指導・助言を求めることとし、受けた指導・助言については、それぞれの職位に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努める。</p> <p>(1) 一般公衆及び関係者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 設備事故の未然防止をはかること。</p> <p>(3) 主任技術者が行う、保安上必要な指示に従うこと。</p> <p>6 一般社員は、主任技術者及び管理職の指示に従い、各自の職務を遂行する。また、職務の遂行に際して、保安に関する疑義等が生じた場合は、管理職に判断を求める。</p> <p>7 品質管理・原子力安全推進部長は監査を行い、電気工作物の保安の実施状況について評価するとともに、改善の必要な事項がある場合は、社長に報告のうえ、関係部門・機関の長に改善を助言・勧告し、その実施状況を確認する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

改正前	改正後	備考
<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>電気事業法に基づく溶接事業者検査及び定期事業者検査並びに</u>原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 主任技術者は、関係法令等を遵守し電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとし、次の各号に定める職務を含めて責任をもって遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者（本店各部及び原子力発電所の長を含む）に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が電気事業法に基づき行う使用前検査には、あらかじめ定めた区分に基づき、検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者の職務については、保安規定第9条の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力発電工作物のうち、電気事業法の溶接事業者検査、定期事業者検査のみを適用すべき設備を現在有していないため、関連記載を削除（電気事業法第十二条の三第4項により、電気事業法の溶接事業者検査、定期事業者検査は、原子炉等規制法による検査を受けるべき原子力発電工作物には適用しないこととなっている。）</p> <p>（参考）(5)の使用前検査に関しては、電気事業法第十二条の三第3項に「原子炉等規制法第四十三条の三の十一の規定による確認を受けた特定事業用電気工作物は、原子炉等規制法の技術上の基準に該当する部分に限り、使用前検査の要件に適合しているものとみなす。」ことが規定されているため削除しない。</p>

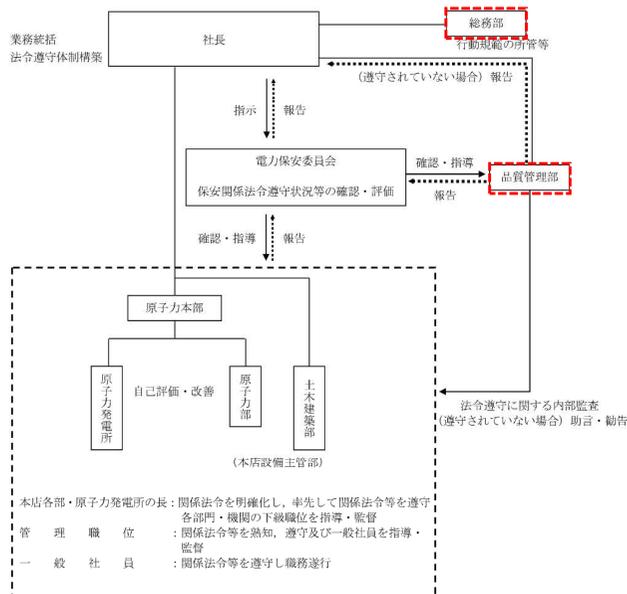
改正前	改正後	備考
<p>(工事に係る検査, 巡視及び点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中又は工事終了時において「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「発電用火力設備に関する技術基準」並びに「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」(以下「技術基準」という。)に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために、保安規定第106条の定めるところにより、必要に応じて検査、巡視及び点検を行うとともに、第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>2 電気事業法に基づく電気工作物の溶接事業者検査に関して、適切に検査の手順を確立、文書化し、維持する。また、検査にあたっては、責任者を明確にし、主任技術者の指導、監督の下、次の号により適切に検査を行うとともに、第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>(1) 溶接事業者検査にあたっては、当該電気工作物の溶接に関し、法令及び検査の手順に従い検査を実施し、技術基準に適合していることを確認する。</p> <p>(維持に係る巡視, 点検, 検査及び補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、保安規定第106条の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行うとともに、第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態に応じ、別表第3に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>2 電気事業法に基づく電気工作物の定期事業者検査に関して、適切に検査の手順を確立、文書化し、維持する。また、検査にあたっては、責任者を明確にし、主任技術者の指導、監督の下、経済産業省令に定める時期に、法令及び検査の手順に従い適切に検査を行うとともに、第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p>	<p>(工事に係る検査, 巡視及び点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中又は工事終了時において「発電用原子力設備に関する技術基準」及び「発電用火力設備に関する技術基準」並びに「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」(以下「技術基準」という。)に適合していること並びに保安上支障のないことを確認するために、保安規定第106条の定めるところにより、必要に応じて検査、巡視及び点検を行うとともに、第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>(維持に係る巡視, 点検, 検査及び補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、保安規定第106条の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査及び補修等を行うとともに、第22条に従い適切に検査の記録を管理する。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持すること及び事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態に応じ、別表第3に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに基づき点検、検査及び補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合及び事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視、点検、検査及び補修等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電工作物のうち、電気事業法の溶接事業者検査、定期事業者検査のみを適用すべき設備を現在有していないため、関連記載を削除(電気事業法第百十二条の三第4項により、電気事業法の溶接事業者検査、定期事業者検査は、原子炉等規制法による検査を受けるべき原子力発電工作物には適用しないこととなっている。)

改正前	改正後	備考
<p>別表第1（第4,5条） 保安に関する組織体制及び業務分掌</p> <p>その1</p> <p>社長 副社長 常務</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力本部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所 (その2に示す) 原子力部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備の基本計画 原子力発電設備の運営に関する品質保証業務の総括 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備のうち土木・建築設備の保守の総括 原子力発電設備のうち土木・建築設備工事の計画、実施の総括 品質管理部 (赤い点線枠) <ul style="list-style-type: none"> 品質管理推進室 <ul style="list-style-type: none"> 全社横断的な品質管理の推進 原子力監査室 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電の品質保証に関する監査の計画、実施 原子力発電の関係法令等の遵守に関する内部監査 <p>(中略)</p>	<p>別表第1（第4,5条） 保安に関する組織体制及び業務分掌</p> <p>その1</p> <p>社長 副社長 常務</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力本部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所 (その2に示す) 原子力部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備の基本計画 原子力発電設備の運営に関する品質保証業務の総括 土木建築部 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備のうち土木・建築設備の保守の総括 原子力発電設備のうち土木・建築設備工事の計画、実施の総括 品質管理・原子力安全推進部 (赤い点線枠) <ul style="list-style-type: none"> 品質管理推進室 <ul style="list-style-type: none"> 全社横断的な品質管理の推進 原子力監査室 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電の品質保証に関する監査の計画、実施 原子力発電の関係法令等の遵守に関する内部監査 <p>(中略)</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

改正前

別表第2（第5条）

関係法令及び保安規程の遵守体制

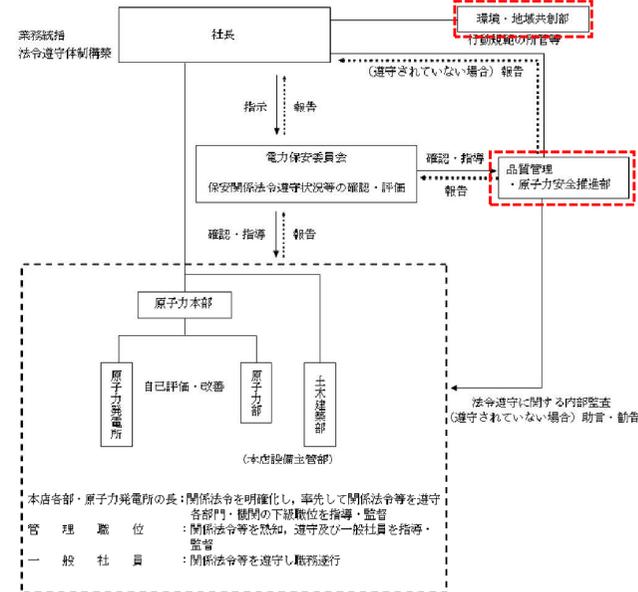


(後略)

改正後

別表第2（第5条）

関係法令及び保安規程の遵守体制



(後略)

備考

・組織改正に伴う改正

添付書類

添付書類 1 : 変更理由

変更理由

- (1) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、組織改正に伴い、品質管理部、総務部の名称を変更するため。
- (2) 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、原子力発電工作物のうち、電気事業法の溶接事業者検査、定期事業者検査を適用すべき設備を現在有していないことから、関連記載を削除するため。